



総務部

総務副部長 鈴木 恵 男

平成24年新春交流会開催される

平成24年2月22日（水）2時22分（昭和26年2月22日行政書士法制定）より水戸京成ホテルにて開催されました。

【第1部】 経済アナリスト田嶋智太郎氏の講演

講師紹介

主に金融・経済全般から戦略的な企業経営、個人の資産形成、資金運用まで幅広い範囲を分析・研究し、著書、雑誌、Webへの執筆やテレビなどのメディアへの出演を行っている。

演 題

「これからの日本経済の行方～行政書士にできること」

講演要旨

1. 取り巻く環境変化を読む～「夜明け前（?）」の世界経済
2. 世界的なインフレ台頭へ
3. 企業を取り巻く状況も一変
4. 行政書士のできること（期待されること）
 - (1) 苦境に立ち向かう企業を応援
 - ・数々の法的問題や経済問題への対応をワンストップで・・・
 - 経費削減、経営合理化が不可欠な企業
 - 資金の調達、運用に頭を痛める企業
 - 将来的な経営承継を考え始めている企業
 - 新たなビジネス分野に乗り出すことを検討している企業
 - 海外での事業展開を検討している企業 等々
 - (2) ニーズ高まる「街の法律家」
 - ・少子、高齢化が一段と進む時代への対応
 - ・アントレプレナーシップの発揚、社会環境の整備に貢献
 - ・他士業との連携強化

【第2部】 交 流 会

上月副知事、県行政関係の方々、当会顧問の高橋水戸市長、田所県議、舘県議、八島県議、国会議員、日本行政書士連合会北山会長、関地協各单位会会長、関連団体、会員、総勢165名参加のもと盛大に交流会が行われました。



講師の田嶋智太郎先生

日行連・北山会長のご挨拶と
関地協の単位会会長・副会長の方々

ご出席頂いた方々に國井会長よりご挨拶



飯塚副会長による乾杯の発声



和やかな交流会

第4回正副会長・部長会開催される

平成24年3月13日（火）13時30分～17時00分、茨城県開発公社会議室にて開催され、下記事項を平成24年3月28日開催の理事会に上程すること、承認されました。

【審議事項】

- 第1号議案 退会会員に係る滞納額の不納欠損処分について
- 第2号議案 新公益法人制度移行支援事業特別会計の設置について
- 第3号議案 市民相談センターの設置について
- 第4号議案 茨城県との新公益法人制度移行支援事業受託業務の継続契約について

【協議事項】

- 1 平成24年度各部予算・事業計画について

【報告事項】

- 1 基地周辺住宅防音事業に係る業務受託について
- 2 平成24年新春交流会の結果について
- 3 平成23年度決算見込みについて
- 4 平成24年度定時総会・定期大会までの日程について
- 5 各部からの事業計画・報告について

※ 理事会の御報告は、本会の掲示板並びに次回の会報に掲載します。

平成24年度総会開催日が決まりました

平成24年5月28日（月）午後、茨城県開発公社3階大会議室にて開催致します。



広報・監察部

広報・監察部長 石 井 徹

【行政茨城の表紙をあなたの写真で飾ってみませんか？】

行政茨城では、5月号から、会員の皆さんの写真を表紙に使いたと思います。
たくさんの投稿をお待ちしております。

応募要領

1. 題 材

茨城県にちなんだものなら何でも可。ただし公序良俗に反するもの、著作権のあるものは不可。
皆さんご自身が撮影されたものに限る。

2. 媒 体

デジタルカメラによるデータに限る。スマホ、携帯電話等のカメラでも可。
画像サイズは、VGAサイズでは引き伸ばした時にギザギザが出てしまうので大きめが望ましい。

3. 縮 切

とくになし

4. ご応募の際は、下記必要事項をメールにご記入のうえ、画像データをメールに添付して下記メールアドレスへ送付ください。

- ・題 名
- ・応募者氏名
- ・連絡先住所、電話番号
- ・写真に対するコメント（2, 3行でお願いします。）

送付先 staff@ibaraki-gyosei.or.jp

※応募はメールのみとします。

応募者多数の場合は選考させていただきます。

5. 採用された方には、薄謝としまして「ユキマサ君ピンバッジ」を差し上げます。

関東地方協議会 広報担当者会議報告

日 時 平成24年 3 月 8 日(木) 午後 2 時～午後 5 時
場 所 東京会合同相談センター 6 階会議室 (東京都渋谷区)
出 席 者 須永栃木会会長、各都県広報担当者
(出席者数) 12名

事業 平成23年度日行連関東地方協議会 広報担当者会議

事業の内容

議題

(1) 行政書士制度広報月間の取組みについて

- ・ほとんどの会で、本会・支部それぞれに無料相談会等の取組みを行っている。
- ・その広報手段は、地元ラジオ、TV、新聞、市町村広報などが定番。どの会も行っている。
- ・新潟会では、ペットに関する相談会を催したところ好評だった。
- ・神奈川会では、横浜そごう前に特設会場を設け、呼び込みを行ったところ、2 日間で 419 名の相談があった。
- ・東京会では、新聞に無料相談会の折込みチラシを入れたところ、これを握りしめて来場する方が多く、効果を実感できた。今回は新聞広告を出さず、折込広告に絞った。
- ・半数くらいの会が、ノベルティグッズを作成して配布していた。
- ・10月が本当によいのか？他士業やさまざまな団体が同じようなことをやっており効果が薄いのではないかと意見もあった。

<感想>

茨城でも、ノベルティグッズ作成と配布による広報を考えて行きたい。

(2) 行政書士記念日における広報活動について

- ・特に何もしていない会も多い。
- ・栃木会では、10月の広報月間よりもこちらに力点を置いている。市民公開講座「相続・遺言・成年後見について」というセミナーを県内数か所で開催。新聞の一面広告は費用を徴収して希望者の名簿を掲載した(1万円/人)。
- ・山梨会では、県農業振興課共催での農業関係相談会、及び女性のための女性行政書士による相談会を実施した。山梨は10月の広報月間も含めて、相談ポイントを絞った相談会を実施している。一定の効果はあったようだ。

<感想>

意外と何もしていない会もある中、茨城の新年交流会は異彩を放っている。できれば、昨年の茨城や栃木のように、一般の方にも馴染みやすい講演・セミナーが望ましいと思われる。

(3) ユキマサ君キャラクターについて

栃木会会長から、どのように扱ったら良いか提案を求められた。

行政書士会員の中には、「行政書士になぜネコ？」という懐疑的な方もおられるようだが、総じて子供、女性には受けが良いようだ。

市民に身近な、という点ではこのキャラクターを使わない手はない。

ぬいぐるみを作成して、各会員の事務所のカウンターに置いたら効果的ではないだろうか。

相談会等のイベントでも、着ぐるみでPRできたらよいと思われる。

ステッカーを会員のクルマに貼ったらどうか。



<結 論>

関地協として日行連に対し、上記着ぐるみ、ぬいぐるみ、ステッカーなどさらに多彩なPRグッズを作成するように要望する。

(4) インターネットの活用について、その他

時間がなくなってしまったのであまり突っ込んだ報告・議論はできなかった。

茨城で行っていた、県ホームページへのバナー広告は他県でも注目していたようだ。

ネットの活用についてはやはり東京会、神奈川会が突出している。

印刷物としての会報誌をPDF等電子的に配布することによる経費の削減は、東京、神奈川が切実に感じ、具体的検討を行っている。しかし、実現についてはまだまだ乗り越えなければならない問題がある。

以上

◆国井会長が I B S 茨城放送に出演しました

平成23年12月12日（月）午後14時と平成24年2月17日（金）午前11時の2回、国井会長が I B S 茨城放送の生放送番組に出演し、身近な相談窓口としての行政書士とその業務内容について熱く語りました。



12月12日出演「スマイルスマイル」生放送の様子



2月17日出演「ふれラジいばらき」生放送の様子



国土農地部

国土農地部長 古市人見

国土農地部会第2回研修会

日時 平成24年2月14日 午後1時30分から午後3時
場所 茨城県職業人材センター
出席者 嶋田広一副会長、古賀康夫副部長、古市人見部長
受講者数 41名
研修内容 農地法第3条、第4条、第5条許可申請の実務的留意点他
講師 農地法第3条関係 水戸市農業委員会 安部治係官
農地法第4条、第5条関係 水戸市農業委員会 綿引正治係長

(研修の様子)

水戸市農業委員会で行っている農地法関係の実務の実情を知ることができた。研修終了後、開発行為のときの農地法と建築確認の関係について質問があり、水戸市農業委員会の実情の説明とともに、改善策を検討する旨の発言があった。水戸市農業委員会の清水事務局長もおいでになり研修会の様子を最後まで見学された。水戸市農業委員会の担当者に行政書士の真摯な努力をお見せすることができ、行政書士業務への理解が深まったように感じられた。

農政第785-3号
平成24年3月13日

茨城県行政書士会会長 殿

茨城県農林水産部長
(公印省略)

「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）」及び「産業廃棄物の埋立に係る農地の一時転用について」の一部改正について（通知）

このことについて、「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）」及び「産業廃棄物の埋立に係る農地の一時転用について（平成10年6月12日付け農管第1183号茨城県農地局長通知）」を別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

※ 「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）」の主な改正事項

茨城県農地転用制度運用連絡会における協議結果を踏まえた農地転用審査基準等の改正（非農地部分がある場合の買受適格証明願及び非農地証明の取扱い、社会福祉法人等設立の際の許可申請手続きの明確化、農地転用許可の際の不許可の例外の運用規定の一部緩和、自己住宅を目的とした農地転用の際の最低建ぺい率規定の撤廃等）

※ 「産業廃棄物の埋立に係る農地の一時転用について」の改正事項

一時転用後の農地への復元の際の許可条件について、明確でない部分を見直し

農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）一部改正新旧対照表

新	旧
「事務処理要領編」 第3 買受適格証明願の取扱い、 2 願出手続 (4) 略 (5) <u>一筆の土地の一部が農地、一部が非農地の場合は、農地部分と非農地部分とに分筆されなければ証明の対象としないこととしています。</u> 第8 許可申請書記載事項の変更願 2 適用範囲 (7) <u>社会福祉法人等設立の場合の代表者からの申請について、社会福祉法人等の設立認可がなされた場合</u> (8) <u>その他錯誤による訂正</u> 3 添付書類 住民票、土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）、配置図、<u>社会福祉法人等の設立認可書の写し等必要と認められるもの</u> 第11 現況確認証明 2 証明の範囲 (1) 非農地証明 ③ 耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条 件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土 地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施 ，企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次 のいずれかに該当するもの。 ただし、対象地が違反転用に對して是正指導中でないもの又は原状回復 命令を受けていないもの（他法令違反の是正指導中でないもの等を含む。） に限る。（違反転用の場合は、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか 否かの判断を行わないこととなっている。） ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理 的な条件整備が著しく困難な場合	「事務処理要領編」 第3 買受適格証明願の取扱い、 2 願出手続 (4) 略 第8 許可申請書記載事項の変更願 2 適用範囲 (7) <u>その他錯誤による訂正</u> 3 添付書類 住民票、土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）、配置図等必要と認め られるもの 第11 現況確認証明 2 証明の範囲 (1) 非農地証明 ③ 耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条 件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土 地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施 ，企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次 のいずれかに該当するもの ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理 的な条件整備が著しく困難な場合

新	旧
「事務処理要領編」 イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合 ④ 非農地になってから20年以上経過し、かつ違反転用に對して是正指導中でないもの又は原状回復命令を受けていないもの（他法令違反の是正指導中でないもの等を含む。） ただし、耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地については当然農地であるので証明書の発行は行わない。 また、上記の場合で、<u>一筆の土地の一部が農地、一部が非農地の場合は、農地部分と非農地部分とに分筆されなければ証明の対象としない。</u> 様式第11-1号（非農地証明） 添付書面等 ア～エ 略	「事務処理要領編」 イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合 ④ 非農地になってから20年以上経過し、かつ違反転用に對して是正指導中でないもの又は原状回復命令を受けていないもの（他法令違反の是正指導中でないもの等を含む。） ただし、耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地については当然農地であるので証明書の発行は行わない。 様式第11-1号（非農地証明） 添付書面等 ア～エ 略

新		旧	
「農地転用審査基準編」		「農地転用審査基準編」	
第2 許可申請 様式第1-6号- (1) 農地法第 条の規定による許可申請送付意見書		第2 許可申請 様式第1-6号- (1) 農地法第 条の規定による許可申請送付意見書	
7 許可基準からみた意見 転用目的・理由 資力及び信用 同意状況 確実性 行政庁の許可等見込み 農地以外の土地利用見込み 計画画面積 宅地造成のみの場合の妥当性 営農条件への支障 一時転用の場合の妥当性	適不適 適不適 有無 確実不確実 確実不確実 確実不確実 適不適 適不適 有無 適不適 終了 未了	理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由	理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由

(欄外に以下を追記)

※ 7の許可基準からみた意見の「転用目的・理由」については、申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由（代替性の検討結果）を記載する。

新

旧

「農地転用審査基準編」

「農地転用審査基準編」

様式第1-6号- (2) 農地法第 条の規定による許可申請調査及び審査表

様式第1-6号- (2) 農地法第 条の規定による許可申請調査及び審査表

⑤ 調査事項	ア 転用目的・理由 イ 資力及び信用 ウ 同意状況 エ 確実性 オ 農地以外の土地利用見込み カ 計画面積 キ 宅地造成のみの場合の妥当性 ク 営農条件の支障 ケ 一時転用の場合の妥当性 コ 特定土地改良事業等関係	(適・不適) (適・不適) (有・無) (確実・不確実) (確実・不確実) (適・不適) (適・不適) (有・無) (適・不適) (適・不適)
--------	--	--

(欄外)

※ 許可の理由は、農用地区域内農地、甲種農地又は第1種農地の場合のみ記入すること。

※ ⑥他法令調整には、行政庁の計認可等見込み及び法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況について記載する。

様式第1-14号- (1) 農地法第4条審査表

様式第1-14号- (2) 農地法第5条審査表

12 調査事項	ア 転用目的・理由 イ 資力及び信用 ウ 同意状況 エ 確実性 オ 農地以外の土地利用見込み カ 計画面積 キ 宅地造成のみの場合の妥当性 ク 営農条件の支障 ケ 一時転用の場合の妥当性 コ 特定土地改良事業等関係	(適・不適) (適・不適) (有・無) (確実・不確実) (確実・不確実) (適・不適) (適・不適) (有・無) (適・不適) (適・不適)
---------	--	--

(欄外に追記)

※ 14 他法令調整には、行政庁の計認可等見込み及び法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況について記載する。

⑤ 調査事項	ア 転用目的・理由 イ 資力及び信用 ウ 同意状況 エ 確実性 オ 農地以外の土地利用見込み カ 計画面積 キ 宅地造成のみの場合の妥当性 ク 営農条件の支障 ケ 一時転用の場合の妥当性 コ 特定土地改良事業等関係	(適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否)
--------	--	--

(欄外)

※ 許可の理由は、農用地区域内農地、甲種農地又は第1種農地の場合のみ記入すること。

様式第1-14号- (1) 農地法第4条審査表

様式第1-14号- (2) 農地法第5条審査表

12 調査事項	ア 転用目的・理由 イ 資力及び信用 ウ 同意状況 エ 確実性 オ 農地以外の土地利用見込み カ 計画面積 キ 宅地造成のみの場合の妥当性 ク 営農条件の支障 ケ 一時転用の場合の妥当性 コ 特定土地改良事業等関係	(適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否) (適・否)
---------	--	--

新	旧
「農地転用審査基準編」 第3 許可基準 2 立地基準 (2) 農地の区分に応じた許可基準 ② 第1種農地 (c)の(イ)の項中 * 集落とは、相当数の住宅がまとまって立地している状況をいう。具体的には、住宅が6戸以上連たんしている状況をいう。 ただし、次の一に該当する場合は、戸数を3戸以上とする。 ⑦ 略 ⑧ 略 (d)の項中 (イ) その他(イ)又は(ロ)に掲げる施設に類する施設 (則第34条第3号) (ガ) スタンク、屠場、下水処理場等)	「農地転用審査基準編」 第3 許可基準 2 立地基準 (2) 農地の区分に応じた許可基準 ② 第1種農地 (c)の(イ)の項中 * 集落とは、相当数の住宅がまとまって立地している状況をいう。具体的には、住宅が6戸以上連たんしている状況をいう。 ただし、次の一に該当する場合は、戸数を3戸以上とする。 ⑦ 略 ⑧ 略 (d)の項中 (イ) その他(イ)又は(ロ)に掲げる施設に類する施設 (則第34条第3号) (ガ) スタンク、屠場、下水処理場等)
4 転用目的別の許可基準 (1) 住宅等建築物の建設を伴う転用 ① 自己住宅 建築面積の22分の100以内の面積 (物置・車庫等は含める) とし、上限を概ね500平方メートル (法面・進入路、過少残地等を除く有効面積) とする。 (3) 駐車場 ② 資材置場と同様に既存施設、事業経歴からみて規模過大な場合、施設整備を行わず現状のまま利用する場合等永続性が不確実な場合は一時転用に誘導し、更新時に利用状況を確認の上、恒久転用を認めるものとする。 ③ 貸駐車場	4 転用目的別の許可基準 (1) 住宅等建築物の建設を伴う転用 ① 自己住宅 上限を概ね500平方メートル (法面・進入路、過少残地等を除く有効面積) とする。 (3) 駐車場 (2)の文を削除 (削除) ② 貸駐車場

「産業廃棄物の埋立に係る農地の一時転用について」（平成10年6月12日付け農管第1183号農地局長通知）
一部改正新旧対照表

新	旧
5 産業廃棄物処理業の用に供する最終処分場設置等に係る一時転用許可に当たっては、下記条件を付するものとする。 当初の一時転用許可 1) ～3) 略 4) 農地への復元は、従前の農地の表土又はそれと同等以上の土をもって行うこと。 許可後の事業計画変更 1) ～3) 略 4) 農地への復元は、従前の農地の表土又はそれと同等以上の土をもって行うこと。 6 自社最終処分場設置等に係る一時転用許可に当たっては、下記条件を付するものとする。 当初の一時転用許可 1) ～3) 略 4) 農地への復元は、従前の農地の表土又はそれと同等以上の土をもって行うこと。 許可後の事業計画変更 1) 承認期間満了日までに、従前の農地の表土又はそれと同等以上の土をもって農地に復元すること。 2) 略	5 産業廃棄物処理業の用に供する最終処分場設置等に係る一時転用許可に当たっては、下記条件を付するものとする。 当初の一時転用許可 1) ～3) 略 4) 農地への復元は、従前の農地の表土又はそれと同等以上の肥沃土をもって行うこと。 許可後の事業計画変更 1) ～3) 略 4) 農地への復元は、従前の農地の表土又はそれと同等以上の肥沃土をもって行うこと。 6 自社最終処分場設置等に係る一時転用許可に当たっては、下記条件を付するものとする。 当初の一時転用許可 1) ～3) 略 4) 農地への復元は、従前の農地の表土又はそれと同等以上の肥沃土をもって行うこと。 許可後の事業計画変更 1) 承認期間満了日までに、従前の農地の表土又はそれと同等以上の肥沃土をもって農地に復元すること。 2) 略

運輸交通部

運輸交通部長 大庭孝志

第2回運輸交通部実務研修会 開催報告

下記の通り、第2回運輸交通部実務研修会が開催されました。

日時 平成24年2月29日（水）
場所 茨城県開発公社ビル3F 大会議室
研修会 13:00～14:30
テーマ 「特殊車両通行許可事務研修会」
講師 川久保 敦史 様
[茨城県土木部道路維持課(路政・調査担当)主任]
小谷 太堂 様
[茨城県土木部道路維持課(特殊車両通行許可担当)主事]

当日は雪が降り寒い天候の中、39名の会員参加の下、茨城県行政書士会の業務研修としては初めてとなる特殊車両通行許可事務研修会が開催された。

茨城県土木部道路維持課の川久保敦史様、小谷太堂様には、特殊車両通行許可制度の概要から通行許可事務、申請から審査の流れについてパワーポイントを用いながら、分かりやすく丁寧な解説をしていただいた。

また、質疑応答も活発になされ、実務に役立つ大変有意義な研修会であった。



川久保 淳史 様



小谷 太堂 様

 環境部

環境部長 木村 司

産業廃棄物処理業許可申請に係る添付書類について要望書提出

1 要望書提出までの経緯

- 本年1月27日付で、廃棄物対策課より当会宛に許可申請に係る様式及び添付書類の変更をおこなう旨の通知があり、従来の申請方法は3月末まで併用が可能であるが、4月1日からは改正後の申請方法でお願いしたいというものであった。
- 廃棄物対策課のホームページから許可申請書の添付書類を確認すると、すでに内容が改正されており、債務超過である場合と自己資本比率が10%以下で損益平均値が赤字である場合に「中小企業診断士の診断書等」の添付を要すると記載されていた。
- 他県で上記書類を必要とする場合よりもかなり広く、必要となる場合がかなりの件数になると判断し、会員や申請者に対する影響が極めて大きいことから急ぎ対応した。

2 要望書の提出

- 1月30日より、能力担保したうえで行政書士が作成する経営診断書を、中小企業診断士が作成する診断書と同等にみなしてもらいたい旨、非公式な折衝を担当者レベルで複数回実施した。
- 2月17日に、会長と環境部全員により、上記内容による正式な要望書を提出した。

3 提出後の回答

- 廃棄物対策課内で、環境省からの通達を再度読み直し検討した結果、診断書等は、許可申請時から一律に求めるのではなく、許可申請時に提出された収支計画書や損失理由書及び改善計画書から経理的基礎があるかどうか判断できない場合に、補足書類として追って求める資料のひとつとして捉えることにし、当部が主張した行政書士の経営診断書の扱いについては、上記の取扱いの変更に伴い保留扱いとする旨、回答してきた。
- 2月27日付で、当会宛に添付書類の訂正通知があり、またホームページ上で、添付書類の訂正がおこなわれた。

4 問題点と今後の対応

- 中小企業診断士の診断書等の文言は消えたものの、完全に不要としたわけではなく、また、今後添付書類として復活してくる可能性があるし、その旨話している。
- よって、廃棄物対策課とは、引き続き能力担保した行政書士が作成する経営診断書を中小企業診断士が作成する診断書と同等にみなしてもらえるよう強力に要望していくとともに、要望が満たされた場合に的確に対応できるよう体制を整えておきたい。



保健風営部

保健風営部長 田 向 敏 雄

第3回 保健風営部会を開催

日 時 平成24年2月16日(木) 11:00～12:00

場 所 行政書士会事務局

出席者 田向敏雄、後藤太一

事業

- 議 題
- 1 平成24年度事業計画書について
 - 2 平成24年度予算要求書について

会議内容

平成24年度事業計画書、予算要求書について協議、23年度は保健関係と警察関係の研修会を開催したが、24年度は研修会とこれからの部の活動に参考とするため、同じような部を設置している先進行政書士会の視察を実施し、今後の部の事業推進に役立てる。また会員向けに、所管する部の許認可等の申請マニュアルの作成にとりかかることを決定する。

風俗営業許可申請研修会を開催

日 時 平成24年 2 月29日(水) 13:45~16:00

場 所 公社 3 階大会議室

講 師 県警生活安全課 豊嶋係長

出 席 者 39名

研修内容

大雪注意報のでた悪天候のなか、午前中は不当要求防止責任者講習会、午後1時から特殊車両の研修会、その後の最後の研修となりましたが、県警生活安全課豊嶋係長を講師に、風俗営業申請の基本的なことについて研修いたしました。この研修をこれからの業務遂行等に有効に活用していただきと思います。



県警生活安全課 豊嶋係長



研修会の様子



国際部

国際部長 橋本 哲

国際部・申請取次行政書士管理委員会合同会議 議事報告

(出席者)

国際部 橋本部長、松田副部長
申請取次委員会 渡辺律三委員長、山本剛委員、柴本委員

平成24年1月27日(金)午前10時15分より、本会事務局において国際部・申請取次行政書士管理委員会合同会議が開催されました。

(懸案事項)

- ・ 本年7月改正予定の入管法に関する情報を会員に提供しなければならない。
- ・ 現在本会の申請取次者は171名。昨年は震災の影響で取次事業報告の依頼をしていない。同様に、平成23年度に取次の更新を迎えた会員に対して、申請取次委員会規程で定められた更新研修も行っていない。

よって、3月22日に国際部と申請取次委員会合同の研修を開催することとした。研修場所は茨城県開発公社3階の大会議室とし、式次第は下記のとおりとする。

【次第】

- 13:00 受付開始
- 13:30 あいさつ(國井会長または古川副会長)
- 13:40 国際部研修開始 入管法改正について
- 14:40 終了
- 14:50 申請取次管理委員会研修開始 綱紀案件と申請取次者の留意事項
(午後4時00分終了予定)

以上

東京入国管理局関東地方協議会国際業務連絡会 第2回連絡会議報告

国際部 副部長 松田 秀幸

去る平成24年2月28日(火)、東京都目黒区の行政書士会館 地下講堂にて、法務省東京入国管理局(以下、東京入管)と日本行政書士会連合会関東地方協議会(以下、関地協)による第2回連絡会議が開催され、幹事代理として参加してまいりました。東京入管からは島津幸宏 審査管理官(文中以下敬称略)をはじめとして7名の方々の参加をいただき、関地協からは須永関地協会長をはじめと

して14名（うちオブザーバー参加が2名）の参加がありました。会議の進行は、当日配布された議案要旨を基に行われ、各議題の冒頭に古谷武志 関地協国際業務連絡会代表幹事から項目内容の説明を行い、それに対して東京入管から回答を得て、それについて関地協の各幹事から質問を行うという形式で行われました。今回の議題及び検討結果は以下のとおりとなります。

①各部門における審査等の状況について

⇒昨年度の期間における、永住審査部門の在留資格認定証明書交付率が85%程度から15%程度に急落し（情報開示請求による数値）、今年度は15%程度から60%程度に回復した（情報開示請求による数値）等の状況変化から、各部門における審査等の状況について東京入管から回答を得た。東京入管からは各部門の概算による件数推移が報告されたが、詳細な数値や分析は平成23年度については平成24年7月以降となるため、上記の状況変化に関する明確な説明については控えられた。

②改正法施行に伴う留意点等について

⇒平成24年7月の改正法施行に伴って留意すべき点について、東京入管から説明を受けた。

i) 住居地の変更を除いた変更事項の届出は入管に対して行うこと

今後は在留カードの窓口業務が増えることが予想されることから、東京入管の本局においては受付窓口の増設を予定している。また、在留カードの交付申請や各種届出等については行政書士の業務となることも話されました。

ii) 各種申請に係る行政書士による在留カードの預かりについて

行政書士に申請取次を依頼した外国人が、在留カード不所持により罰せられることはないとのことと、申請取次を行った行政書士は、受付後の在留カードの写しに行政書士としての記名や職印押印を行った書類を申請者に対して交付してはどうかという提案もあった。

iii) 申請書の改定について

改正法施行により申請書類の全面改定が予定されるため、改正法施行後は注意されたいとのことと、入国管理局としても6月頃から周知できるようにしていきたいとの話があった。

iv) 再入国について

みなし再入国の実施にともない、改正法施行日以降に出国するかどうかの確認を再入国の窓口で行っているとの話があった。

③研修会への講師派遣について

⇒実務研修会への関心は非常に高い状態にあるため、来年度も2回程度の研修会を開催し、その際には東京入管にも協力を得たいという旨の要請を行った。

④来年度における無料相談会の開催について

⇒来年度も東京入管本庁舎内での無料相談会を数回実施することと、東京入管管内の支局や出張所においても無料相談会を実施したいとして、東京入管への協力を要請した。東京入管としては本局における無料相談会の開催は前向きに検討しているとともに、各支局や出張所に対しては実施に向けて調査を行っているという報告があった。

⑤上陸口頭審理及び違反口頭審理における代理人資格について

⑥在留資格取消に係る聴聞における代理人資格について

⇒「規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月31日閣議決定）」において示された、上陸口頭審理や違反口頭審理での限定的な条件に基づく行政書士の代理や立会いについて、東京入管からの解説を得た。

⑦在留特別許可を希望する者が提出する陳述書の様式について

⇒各入国管理局で陳述書の様式が異なるため、当該様式の統一化について回答を求めたが、東京入管からは統一した様式を設ける予定はないとの回答があった。

⑧改正法施行後の永住許可に関するガイドラインの策定について

⇒東京入管からは、永住許可に関するガイドライン策定については本省より明示されておらず、現段階では発表できるものはないという回答があった。

そして、関地協からの要望事項として、『東京入管内の就労審査部門に追加提出の書類を入れられる箱の設置』と『本連絡会議を次年度以降も年間2回開催したい』の2点が出されました。

最後に、東京入管の大庭総務課長より本連絡会議の総括が述べられ、本連絡会議は終了予定時刻を30分過ぎた17時半に終了しました。

本連絡会議に参加して、東京入管と行政書士が直接意見を交わすことができる場があることはすばらしいことであるとともに、この会議を今後も継続して定期的に実施していただきたいと感じました。このような会議を通して情報を共有化し、入国管理局と行政書士が強固な信頼関係を築くことによって、入管行政の円滑な実施のみならず、日本に在留する外国人の利便性向上に資すると考えます。

以上

日本行政書士会連合会「新たな在留管理制度に関する研修会」報告

国際部長 橋 本 哲

平成24年3月5日（月）、東京都千代田区のシェーンバッハ・サボーにて、日本行政書士会連合会主催による「新たな在留管理制度に関する研修会」が開催され、茨城会代表として参加してまいりました。

第1時限は法務省入国管理局参事官室の重友和明補佐官から「法制度面の解説等」のご講義をいただき、更に第2時限は東京入国管理局審査管理部門の江田（こうだ）明典統括審査官より「新たな在留管理制度のもとでの申請取次等」についてご講義いただきました。

全国の申請取次資格者が一堂に会し、出入国管理及び難民認定法施行以来の大改正に関して、一言一句を聞き洩らさないように真剣な眼差しで臨んでおりました。詳細については3月22日の本会研修においてご報告いたします。

以上

外国人を雇用する事業主の皆様へ
平成24年7月「新しい在留管理制度」導入後も

不法就労防止に ご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。平成24年7月からは、日本に中長期間在留する外国人を対象とした「新しい在留管理制度」が導入され、外国人を雇用する際の確認方法がこれまでと変わるとともに、不法就労助長罪も見直されます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者が働くケース

(例)
・密入国した人やオーバーステイの人が働く

2. 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)
・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
・留学生在が許可を受けずにアルバイトをする

3. 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)
・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

平成24年7月から「新しい在留管理制度」がスタートします。
外国人を雇用する際には **在留カード** を確認してください！

確認を怠るとどうなるの・・・？



3年以下の懲役、300万円以下の罰金を科せられることがあります。

在留カードの導入により就労できるかどうかの判別が容易になるとともに、外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。(改正入管法第73条の2)

在留カードを確認する際のポイントはこちら！

法務省入国管理局

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

在留カードの確認ポイント

ポイント1 在留カードの有無を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。

在留カードを持っていない場合でも就労できる場合がある方については下記をご参照ください。

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD
GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD

氏名 TURNER ELIZABETH
NAME

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F 国籍・地域 米国
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住所地 東京都千代田区横須賀1丁目1番1号 階数 202号
ADDRESS

在留資格 留学
STATUS College Student

就労制限の有無 就労不可

在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日)
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D

許可の機関 在留期間更新許可(東京入国管理局長) 法務大臣
PERMISSION AUTHORITY

発付年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日
DATE OF ISSUANCE DATE OF DELIVERY

このカードは 2018年10月20日まで有効です
THIS CARD IS VALID UNTIL 2018.10.20

居住地記載欄

届出年月日	居住地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄

許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新許可申請欄

在留資格更新許可申請中

ポイント2 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用はできませんが、ポイント3を確認する必要があります。

※一部就労制限がある場合→制限内容をよくご確認ください。①「在留資格に基づく就労活動のみ可」、②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)、③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)のいずれかの記載があります。②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。

ポイント3 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント2で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可」の欄に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限がありますので注意が必要です。

○「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」

○「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」

※在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

● 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方

上陸許可に伴って在留カードが交付されるのは、平成24年7月からの制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に限定され、それ以外の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印を行い、その近くに後日在留カードを交付する旨の記載がなされます。

● 在留カードへの切替えを済ませていない方

新しい在留管理制度導入後、一定の期間、外国人登録証明書は「在留カード」とみなされます。

● 「3月」以下の在留期間が付与された方

● 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「家族滞在」「研修」「文化活動」「短期滞在」の在留資格を持って在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター(平日8:30~17:15)

Tel 0570-013904 (IP電話・PHSからは03-5796-7112)

特別永住者の皆さんへ

2012年7月9日(月)から

特別永住者の制度が変わります!

ここが変わります!

「特別永住者証明書」が交付されます

- ・「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

*原則として、交付される場所は従来どおり市区町村の窓口です。
※市区町村の窓口へ住居地に関する届出にお越しの際は、必ず特別永住者証明書を持参してください。



- ・特別永住者証明書の交付対象となる方は、改正された住民基本台帳法に基づき、お住まいの市区町村で住民票が作成されますので、これまでの登録原票記載事項証明書に代わる証明書として、市区町村の窓口で住民票の写しを受け取ることができるようになります。

再入国許可の制度が変わります

○「みなし再入国許可」が導入されます

有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者の方が、出国の際に、出国後2年以内に再入国する意図を表明する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります(この制度を「みなし再入国許可」といいます。)

※みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後2年以内に再入国しないと特別永住者の地位が失われることになりますので、注意してください。

○再入国許可の有効期間の上限が「6年」になります

施行日後(2012年7月9日以降)に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「4年」から「6年」に延長されます。

法務省入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/



「特別永住者証明書」は、このようなカードです

(表面)



(裏面)

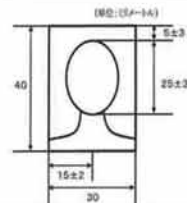


* 氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字（正字）表記を併記することができます。その場合、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますのでご注意ください。

* 外国人登録証明書に記載されていた「通称名」については、特別永住者証明書には記載されません。

特別永住者証明書の交付を伴う各種申請・届出には、次の規格の写真が必要となります

- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 緑を除いた部分の寸法が、右記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の前3か月以内に撮影されたもの



特別永住者証明書には『有効期間』があります

特別永住者証明書の有効期間は、次のとおりです。

16歳以上の方 各種申請・届出後7回目の誕生日まで

（特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで）

16歳未満の方 16歳の誕生日まで



Q. 新しい制度が導入されたら、すぐに外国人登録証明書を特別永住者証明書に換えなければなりませんか？

A. 現在お持ちの外国人登録証明書は、新しい制度導入後も、一定期間は、その外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなすこととなりますので、すぐに換える必要はありません。

ただし、特別永住者証明書には「有効期間」があり、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書についても有効期限までに市区町村の窓口で有効期間更新申請を行う必要があります。その有効期限については、原則として、旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間（以下「確認期間」といいます。）の始期であるその方の誕生日までとなります（例えば、確認期間が「2019年4月1日から30日以内」の方であれば、「2019年4月1日」までが有効期限となります。）。

また、確認期間が改正法の施行期日（2012年7月9日）から3年以内に到来する方については、施行期日から3年以内に換えていただければ大丈夫です。

【お問い合わせはこちらへ】 外国人在留総合インフォメーションセンター（平日8:30～17:15）
TEL 0570-013904（IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112）

市民法務部

市民法務部長 安 圭 一

東京都行政書士会 市民相談センター視察報告

平成 24 年 2 月 28 日、東京都行政書士会 市民相談センターを視察して参りました。参加者は、古川副会長、安部長、菅原部員、黒田部員の 4 名でした。

同センターからは、所長の市田進一郎様、次長の内野繁樹様が、お忙しいなか、親切に御対応いただき、センターの概要などを伺うことができました。さらに私たちからの質問にも、丁寧にお答えいただき、「市民相談センター」を茨城会に設置するにあたって、大変参考になりました。

センターの基本的な仕組みとしては、①相談窓口専用電話を設置し、相談員として行政書士が対応する。②個別の依頼要請があった場合には、各支部の支部長に対応可能な行政書士をご紹介していただく。という方式です。茨城会としても、同様の仕組みとする予定です。



新公益法人制度移行方針未定法人に対するヒアリング、新公益法人制度に関するセミナー及び個別相談会を実施しました。

1 移行方針未定法人に対するヒアリング

移行方針未定法人を対象に、ヒアリングを実施し、法人が抱える課題や疑問点等を把握し、助言等を行うことにより法人の移行申請を促進しました。

茨城県から初めての受託事業が、いよいよスタートしました。

第1回目	平成23年11月22日	茨城県開発公社ビル	参加法人4法人
第2回目	平成23年11月30日	つくば国際会議場	参加法人11法人
第3回目	平成23年12月15日	茨城県開発公社ビル	参加法人11法人



11月22日第1回ヒアリング 茨城県開発公社ビル

2 新公益法人制度に関するセミナー

移行方針未定又は検討中の法人に対し、新公益法人制度の概要や機関設計等に関するセミナーを開催し、法人の新制度への移行を支援しました。

参加法人の皆さんが熱心に聴講し、活発な質疑応答が行われました。

第1回目	平成23年12月22日	茨城県開発公社ビル	参加法人19法人
第2回目	平成24年2月10日	つくば国際会議場	参加法人6法人
第3回目	平成24年3月8日	茨城県開発公社ビル	参加法人10法人



12月22日第1回セミナー 茨城県開発公社ビル

3 新公益法人制度に関する個別相談会

特例民法法人が抱える新公益法人の機関設計、定款変更の案、公益目的事業の考え方、申請書への記載方法等に関する相談会を開催し、法人の移行申請の促進を図りました。

法人からは、具体の課題や疑問の提示があり、相談員が丁寧にわかりやすく説明を行いました。

第1回目	平成23年12月22日	茨城県開発公社ビル	参加法人	9法人
第2回目	平成24年2月10日	つくば国際会議場	参加法人	6法人
第3回目	平成24年3月8日	茨城県開発公社ビル	参加法人	9法人



2月10日第2回個別相談会 つくば国際会議場

新公益法人制度プロジェクトチーム

活動状況報告

- 1 会議名 新公益法人制度プロジェクト全体会
- 2 日時 平成23年11月10日（木）13時30分から
- 3 場所 ふれあいセンターよしの 会議室
- 4 出席者 古川 正美、安 圭一、浅野 宏美、飯島 志保、飯塚 富雄、石井 徹、
江黒 弘、大橋 廣中、岡野 裕行、大庭 孝志、梶山 伸治、木村 錠太、
串田 直人、黒澤 清、郡司 孝夫、小室 忠、齋藤 章、三瓶 賢二、
嶋田 広一、田上 悟史、西本 均、野口美恵子、畠山 徳男、森木 孝司、
若山 民雄、和田 勝則
- 5 議題 1 新規加入者（二期生）の承認について
1) 追加加入希望者1名を承認
2 新規加入者（二期生）自己紹介
3 ヒヤリング実施要領について
4 各委員会報告事項
・未定団体対応担当委員会：ヒアリングについて
・セミナー担当委員会：当日のアンケートと資料について

-
- 1 会議名 新公益法人制度プロジェクト顧問委員長会議
- 2 日時 平成23年11月22日（火）15時から
- 3 場所 茨城県行政書士会 事務局
- 4 出席者 古川 正美、安 圭一、大庭 孝司、梶山 伸治、串田 直人、西本 均、
畠山 徳男
- 5 議題 1 第一回ヒアリングの反省点について
2 セミナー・個別相談会について
1) 茨城県総務課との打合せ報告（11月17日分）
2) 開催日について
① 12月22日（木）茨城県開発公社 中会議室 3 10時～16時30分
② 2月10日（金）つくば国際会議場 小会議室304 10時～16時30分
③ 3月8日（木）茨城県開発公社 中会議室 3 10時～16時30分
3 新規加入者向けの学習会について

- 1

会議名

新公益法人制度プロジェクト全体会
- 2

日時

平成23年12月8日（木）9時30分から
- 3

場所

茨城県開発公社ビル 3F 中会議室4
- 4

出席者

古川 正美、飯塚 富雄、江黒 弘、大橋 廣中、岡野 裕行、大庭 孝志、梶山 伸治、木村 錠太、串田 直人、黒澤 清、小室 忠、齋藤 章、三瓶 賢二、嶋田 広一、西本 均、野口美恵子、畠山 徳男、森木 孝司、和田 勝則
- 5

議題

1

セミナー・個別相談会実施要領について

2

ヒアリング実施状況報告

3

法務局の登記申請説明会について

4

各委員会報告事項

・個別相談委員会：相談内容の分析について

・学習担当委員会：二期生の学習会について

・庶務・広報委員会：行政茨城・ホームページ掲載について

- 1

会議名

新公益法人制度プロジェクト顧問委員長会議
- 2

日時

平成24年1月19日（木）11時から
- 3

場所

茨城県行政書士会 事務局
- 4

出席者

古川 正美、安 圭一、梶山 伸治、串田 直人、西本 均、畠山 徳男
- 5

議題

1

新規相談員の承認・チーム配属の件

2

第二回セミナー・個別相談会の運営について

1)

参加相談員の人数について

3

ヒアリング事業について

1)

個別調査の実施方法について

4

第一回セミナー・個別相談会のアンケート集計結果について

5

相談実施上の注意事項再徹底の件

- 1

会議名

新公益法人制度プロジェクト全体会
- 2

日時

平成24年1月19日（木）13時30分から
- 3

場所

茨城県開発公社ビル 3F 中会議室4
- 4

出席者

古川 正美、安 圭一、浅野 宏美、飯塚 富雄、飯村 志保、江黒 弘、大橋 廣中、岡野 裕行、梶山 伸治、神山 直規、木村 錠太、串田 直人、黒澤 清、齋藤 章、嶋田 広一、田上 悟史、長尾 紀子、西本 均、野口美恵子、畠山 徳男、森木 孝司、若山 民雄、和田 勝則
- 5

議題

1

新規相談員の承認・チーム配属について

1)

二期生3名をチームへ配属

Aチーム：岡野裕行先生

Cチーム：飯村志保先生、長尾紀子先生

2

第二回セミナー・個別相談会の運営について

- 1) 参加相談員の人数について
 - 3 ヒアリング事業について
 - 1) 会場ヒアリングから個別ヒアリング調査への移行について
 - 2) 個別調査の実施方法について
 - 4 第一回セミナー・個別相談会のアンケート集計結果について
 - 1) セミナーのパワーポイントが欲しいという声が多かった為、次回よりパワーポイントのコピーを配布することとした。
 - 5 相談実施上の注意事項再徹底について
-

- 1 会議名 新公益法人制度プロジェクト全体会
 - 2 日時 平成24年2月28日（火）13時30分から
 - 3 場所 ふれあいセンターよしの会議室
 - 4 出席者 浅野 宏美、飯塚 富雄、飯村 志保、江黒 弘、大庭 孝志、木村 錠太、串田 直人、黒澤 清、小室 忠、齋藤 章、三瓶 賢二、嶋田 広一、田上 悟史、西本 均、野口美恵子、畠山 徳男、森木 孝司、若山 民雄、和田 勝則
 - 5 議題
 - 1 第3回セミナー個別相談会実施要領について
 - 1) セミナーの準備について
 - 2) 相談会はBDチームが担当することとする
 - 3) 本日、申込があった法人はAチームで担当することとする
 - 2 ヒアリング事業実施状況中間報告
 - 1) 未定法人担当委員会が担当
 - 3 セミナー個別相談会アンケート結果報告
 - 4 第2回個別相談会での実例を基に学習会を実施
-

- 1 会議名 新公益法人制度プロジェクト顧問委員長会議
- 2 日時 平成24年3月8日（木）16時から
- 3 場所 茨城県行政書士会 事務局
- 4 出席者 古川 正美、安 圭一、梶山 伸治、串田 直人、西本 均、畠山 徳男
- 5 議題
 - 1 茨城県への委託業務報告の方法について
 - 1) ヒアリング票等の資料のまとめ方について協議した
 - 2 個別団体調査の方法について
 - 1) 実績報告書の作成方法について協議した



暴力団等排除総合対策委員会

暴力団等排除総合対策委員長 飯塚 富雄

◆第3回 暴力団等排除総合対策委員会を開催

日時 平成24年2月22日（水）10：30～11：20

場所 京成ホテル（水戸）

出席者 飯塚富雄、大庭考志、木村司、橋本哲、田向敏雄

議題

- 1 24年度事業計画について
- 2 24年度予算要求について
- 3 暴力団等排除総合対策委員会先進地視察研修について

会議内容

委員が5名いますので日程調整と委員の時間の有効利用を考え、新春講演会の始まる前の時間を利用して会議を開催、平成24年度事業計画書、予算要求書について審議し確定した。それから委員会の先進地視察研修の視察内容、視察先、日程について確定した。

◆不当要求防止責任者講習会を開催

日時 平成24年2月29日（水）10：00～12：00

場所 開発公社3階 会議室

参加者 入会3年以内の会員

講師 県警担当者

出席者 56名

講習会内容

全国の都道府県は暴力団等からの不当要求に対する条例を制定し、この3月の定例会議会で同条例を議決制定する市町村が多いなか、また県暴対大会が開催されるなど、暴力団等の不当要求に対する機運が強まるなか、3年に一回の不当要求防止に関する責任者講習会を県警犯罪組織対策課、暴対センターの主催で開催しました。